令和６年度第３回　伊達市入札監視委員会議事録

1　委員会の概要

（１）日　時

令和７年２月 14 日(金)　午後１時 30 分から午後３時まで

（２）場　所

伊達市役所　議会棟２階　特別会議室

（３）出席者

ア　委　員

伊藤　宏委員長、髙久　健一委員、赤桐　仁輔委員、
齋藤　晶委員、國分　彰成委員

イ　事務局

鹿股財務部長、本田財政課長、佐藤契約検査係長、
冨田契約検査係主査

ウ　工事担当課

教育総務課	藁谷施設管理係長
霊山総合支所	斎藤副主幹兼地域総務係長
建築住宅課	亀岡副技幹兼施設整備係長
生涯学習課	今野歴史文化まちづくり係主幹
建設課	厚海副技幹兼建設係長
建設課	田中建設係技査
防災危機管理課	石川防災危機管理係主任主事

（４）次　第

１　開　　会　　　財政課長

２　あいさつ　　　伊藤委員長、財務部長

３　議事

（１）報告事項

①　市発注工事等の入札結果について 資料１－１ ～ 資料１－２
（対象期間：令和６年９月１日～12 月 31 日）

②入札参加資格制限措置に関する状況について 資料２
（対象期間：令和６年９月１日～12 月 31 日）

（２）審議事項

①　抽出事案について・・・・・・・・・・・・・・・・・資料３
（対象期間：令和６年９月１日～12 月 31 日）

②　抽出事案の審議について・・・資料４－１ ～ 資料４－５

4　その他

5　閉　　会　　財政課長

2　議事の内容

（１）**報告事項**

①　市発注工事等の入札結果について

【契約検査係主査】

資料１－１～資料１－２により説明

《委員からの質問及び回答内容》

質疑なし

②　入札参加資格制限措置に関する状況について

【契約検査係主査】

資料２により説明

《委員からの質問及び回答内容》

質疑なし

（２）**審議事項**

①　抽出事案について

【國分委員】

資料３により説明

《委員からの質問及び回答内容》

質疑なし

②　抽出事案の審議について

・2024000321　市道徳江線舗装補修（２期）工事

【契約検査係長】

資料４－１により説明

【國分委員】

入札参加可能業者数が 12 者に対し、応札者が２者であったことについて、応札者が少なかった要因として現場条件、設計条件、施工の困難さ等は考えられますか。

【建設係長】

本工事では特別な条件等は設けておりません。

【國分委員】

予定価格を超過した業者が１者ありましたが、例えば資材高騰等を加味するなど、適正な積算が行われていましたか。

【建設係長】
福島県土木積算基準に基づいて設計しています。応札業者は予定価格に近い積算は可能であり、落札率が 98%という結果になったと考えられます。
【髙久委員】
応札者が２者という少ないことの原因として、県北地域で工事が多く行われているなどの状況は考えられますか。
【建設係長】
工事の施工場所、従事できる技術者や作業員の状況などで、応札者が２者になったと考えられます。
【伊藤委員長】
本工事は舗装工事なので複雑なものではないですね。応札業者は施工場所に近い業者ですか。
【建設係長】
応札業者は施工場所に近い業者です。

・2024000366　霊山総合支所庁舎改築建築主体工事
【契約検査係長】
資料４－２により説明
【髙久委員】
設計は市で行ったのか、外部見積もりを取ったのか、どちらですか。
【霊山総合支所係長】
基本設計と実施設計を別途発注しております。市は納品された成果品に基づいて設計を行っています。
【髙久委員】
施工場所は現在の霊山総合支所庁舎と同じ場所ですか。
【霊山総合支所係長】
施工場所は現在の霊山総合支所庁舎と同じではなく、霊山中央交流館隣の駐車場敷地となります。
【髙久委員】
建築主体工事には、電気・空調・消防等の工事が含まれていますか。
【施設整備係長】
霊山総合支所庁舎改築関連工事は、建築主体工事、電気設備工事、機械設備工事の３つで発注しています。空調・消防の設

備関係については、建築主体工事に含まれています。

【赤桐委員】

応札者の入札金額が予定価格に近い数字となっていることについて、予定価格の算出はしやすいものでしたか。

【施設整備係長】

新築工事で難しい工事ではないため積算は容易にでき、予定価格に近い金額を算出できたものと考えています。

【國分委員】

設計金額の算出はどこで行いましたか。直営、外部委託どちらでしたか。

【施設整備係長】

別途発注の設計業務の受注者から納品された成果品に基づいて、本市の建築住宅課が専用システムにて積算し、設計書の作成をしています。

【國分委員】

資料１－２より、霊山総合支所庁舎改築関連工事は３件の同時発注工事となっています。工期を 11 ヶ月と設定していますが、工期の算定根拠について説明願います。

【施設整備係長】

標準的な工期算定を行っており、工期内に完了できると考えております。

【髙久委員】

設計業務を随意契約で別途発注しているとのことですが、通常建築工事の場合は設計を委託するのですか。市で設計や積算はできないのですか。

【施設整備係長】

どのような建物を建築するかは設計力が必要となるため、市では建物を建築する場合、通常外部に設計を委託します。本案件にかかる設計業務委託では、設計のプロポーザル開催、設計候補者選定などを行いました。

【髙久委員】

設計のプロポーザルをして、候補者を決定した後に設計業者と随意契約をしているのですか。

【施設整備係長】

本案件にかかる設計業務委託の随意契約自体に設計プロポーザルの開催等が含まれています。

【高久委員】

本案件にかかる設計業務受注業者が設計プロポーザルの開催をして、プロポーザルに参加した業者が設計・積算をしたのですか。

【施設整備係長】

本案件にかかる設計業務受注業者がプロポーザル公募をし、応募した設計事務所の候補案を選定します。最終的に決定した設計事務所の案を基本案として、市は設計を進めるという形になっております。

【高久委員】

最終的に決定した設計事務所が設計積算したものを採用したのですか。

【施設整備係長】

プロポーザルで最終的に決定した設計事務所案に基づき設計しています。

・2024000378　梁川中学校非常用放送設備修繕

【契約検査係長】

資料４－３により説明

【高久委員】

設計は内部で行っているのですか、外部に見積もりを取っているのですか。

【施設管理係長】

３者から見積もりを取り単価決定をした上で設計をしています。

【赤桐委員】

応札可能業者数 17 者に対して応札者が３者と少ないですが、何か考えられる理由はありますか。

【施設管理係長】

非常用放送設備は、消防法施行令第 24 条で設置が義務付けられています。非常用放送設備の更新を行うためには消防設備甲種 4 類の資格が必要となるため、市内で受託できる業者が限られたことで応札者が少なくなったものと考えられます。

【赤桐委員】

応札可能業者は 17 者いるが、対応できる資格者がいないから入札に参加できなかったということになるのですか。

【施設管理係長】
そのように理解しています。
【伊藤委員長】
応札可能業者は17者でなく、実はもっと少ないことについて、必要な資格を有している業者の把握はできていたのですか。
【契約検査係長】
条件付一般競争入札の電気設備工事で公告を行い、電気設備工事で参加登録がある業者は17者でありました。
各業者は公告を閲覧して、工事に必要な資格を確認した上で参加申し込みをすることになります。その結果応札に参加した業者が3者でありました。入札公告では資格の有無について条件は付しておりません。
【髙久委員】
見積もりを取った3者には、落札業者も入っていますか。
【施設管理係長】
はい。
【髙久委員】
入札公告の際に必要な資格条件をつけることはできなかったのですか。
【契約検査係長】
必要な資格条件については、入札公告に掲げるものではないので対応しておりません。
【伊藤委員長】
市では事前に非常用放送設備の更新工事には資格が必要だったということは把握していましたか。
【契約検査係長】
発注の段階では資格が必要なことは把握していませんでしたが、業者が公告を閲覧すれば資格が必要になることはわかるようにしています。業者は公告を閲覧し必要な資格も確認した上で入札に参加しています。

・2024000408　伊達市ふるさと会館舞台吊物機構設備改修工事
【契約検査係長】
資料４－４により説明
【國分委員】
指名業者を７者選定した根拠について教えていただきたい。

【契約検査係長】
工事の指名競争入札における指名業者数は要綱により、3,000万円以上が７者、1,000万円以上3,000万円未満が６者、130万円以上1,000万円未満が５者となっております。本案件の予定価格は3,581万円のため７者業者を指名しております。

【國分委員】
７者以上でしょうか、７者でしょうか。

【契約検査係長】
７者となります。

【國分委員】
設計するにあたり、業者に見積もりを依頼する工種はありましたか。

【歴史文化まちづくり係主幹】
設計業務は別途発注していますが、設計業務受注者から提出された設計書により、公共建築工事共通費積算基準に基づき本市建築住宅課で積算を行っております。

【國分委員】
見積もりを収集したものはないということですか。

【歴史文化まちづくり係主幹】
設計業務受注者の方で見積もり収集をしています。

【國分委員】
本案件は特殊な工事ではなく、どこの業者でも受注可能な工事内容なのですか。

【施設整備係長】
工事内容は舞台装置の吊具改修になり、特殊な内容であると考えております。

【國分委員】
指名業者７者について、設計額よりＡＢランクから７者を指名したとのことですが、Ａランク業者が何者、Ｂランク業者が何者か教えていただきたい。

【契約検査係長】
工事における設計額に対応する区分け設定などについてですが、本案件が建築工事の1,000万円以上5,000万円未満に該当しますので、条件付一般競争入札で参加申し込みをしたＡランク業者１者、施工場所の地域性からＢランク１者、Ｂランク選考表順に３者、Ａランク選考表順に２者指名しております。Ｂランクか

ら４者、Ａランクから３者指名したことになります。
【國分委員】
本案件は一度、条件付一般競争入札を行っているのですか。
【契約検査係長】
本案件は条件付一般競争入札の建築工事で公告を行いましたが、業者が複数にならなかったため、令和６年 11 月１日に取り止め公告を行い指名競争入札になりました。
【伊藤委員長】
指名業者の選考について選考表順と言われていたが、どういう順番なのか。
【契約検査係長】
選考表の順番は答えかねます。
【伊藤委員長】
指名選考において、地域性の考慮などは妥当なやり方だと思う。指名競争をいたしかたなくやったこともわかる。ただ一般競争入札に比べて指名競争入札は、透明性や競争性において劣ってしまう。なぜかというと指名業者の選考において、情実や恣意性が働き事件になることがあるからです。
指名競争入札自体は問題ないが、誰がやっても同じ業者が選ばれる仕組みになっているかどうかを確認したい。
【契約検査係長】
間違いなくそういう仕組みになっております。
【伊藤委員長】
今案件は、電気工事でなく建築工事になるのか。
【契約検査係長】
今案件は吊物機構という電気設備を扱うものです。ただ吊るという作業があるため建築工事として発注をしております。例えばＬＥＤ電気設置工事において、建具工事になるので電気工事でなく建築工事で発注を行います。それと同じ考えで建築工事としております。
【髙久委員】
落札業者は工事を下請けに出していると思いますが、落札業者の役割はどうなるのですか。
【施設整備係長】
工事は下請けに専門業者を入れて進んでおります。建築工事の場合、下請けに専門業者を入れて施工する体系を多く取っており

ます。落札業者は工事の管理等、下請けの専門業者が現場作業を行っています。

【髙久委員】

舞台装置を取り扱う業者もいるが、建築業者の施工管理のもと下請けが入って工事を行うことは普通なのですか。

【施設整備係長】

通常そういう体制で工事を行っております。

【髙久委員】

入札結果及び経過の資料において、２回目入札金額が 10 万円刻みになった結果をどう考えていますか。

【契約検査係長】

１回目入札で全員が予定価格を超えました。2回目投函前に1回目入札で一番低かった 3,300 万円未満で入札箱へ投函をするように促しています。その結果が 10 万円刻みになっただけだと思います。

【齋藤委員】

２回目に辞退した業者は、3,300 万円未満の金額提示を受けて辞退したということか。

【契約検査係長】

そうです。

【伊藤委員長】

設計金額によって指名業者数が決まっていることについて、要綱で７者以上でなく７者と決めているのですか。

【契約検査係長】

そのとおりです。

【伊藤委員長】

要綱において指名業者数は７者、６者、５者となっていることにおいて、なぜ指名業者数は何者以上になってないのですか。

【契約検査係長】

条件付一般競争入札で取り止めや不調になった入札が指名競争入札になります。条件付一般競争入札において公募しているのに参加業者が複数にならなかったり、条件付一般競争入札を行っても予定価格を上回ったり、最低制限価格以下の入札で取りやめになったり等の前過程を経て指名競争入札にいたります。参加業者数が複数にならないこと、複数者で入札を行っても取りやめになる状況を踏まえ、指名業者数を何者以上にするという判断には

ならなかったのではないかと想定しております。
【伊藤委員長】
私もそのように思います。

・2024000390　山城舘ポンプ場　浸水対策工事
【財政課係長】
資料４－５により説明
【赤桐委員】
随意契約ができる場合は根拠法令に基づく要件があると思いますが、本案件の要件について伺いたい。
【契約検査係長】
本案件は地方自治法施行令第 167 条の２第１項第６号競争入札に付すことが不利なものという要件に該当しています。また本市随意契約ガイドラインにおいて、現に履行中のものに履行させることにより履行期間の短縮、経費の削減が確保できる等有利であると認められるときに該当しています。
【赤桐委員】
経費の削減が地方自治法 167 条の２第１項第６号の要件の１つになるということだが、今案件はその理由に該当しているのですか。
【建設係技査】
本案件は若干ではありますが手戻り工事等が解消されるため、経費の削減に該当していると考えています。
【髙久委員】
技術的な面において、本案件は同じ業者が施工する方が有利なのですか。
【建設係技査】
福島県は排水桝作成工事を行い、本市でその排水桝にゲートをつける工事を行います。同じ桝の中での施工になりますので、同業者で施工した方が品質的、経済的にも有利だと思われます。

３　閉　会　　　（午後３時）